

医療法関連手続き記載要領

平成 27 年 3 月 3 日改正

【病院・診療所・助産所開設許可事項変更許可申請（様式）】

- (1) 「開設者」欄
- 「氏名」については、開設者が法人の場合は、法人名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合には、開設者医師個人の氏名を記載する。
 - 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。医師個人の場合には認印でも可。
 - 開設者の住所とは、法人の場合にあっては、定款上の主たる事務所の所在地を記載し、医師個人の場合には、住民票のある住所地を記載する。
- (2) 名称
- 開設許可又は届出がされている名称を記載する。
- (3) 開設の場所
- ビル内での開設の場合は、ビルの名称及び階数まで記載する
(例) ~〇〇ビル〇階

【添付書類】

- (1) 開設の目的及び維持の方法
- (開設の目的の変更の場合)
病院又は診療所を開設する目的を具体的に記載する。（変更前後）
 - (維持方法の変更の場合)
病院又は診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。（変更前後）
 - 定款、寄附行為等に基づき記載する。
- (2) 従業員の定員
- 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。
 - 診療所においては、従事者数の法定基準はありませんが、医療提供に必要な人員を確保するものとする。（療養病床にかかるものを除く）
- (3) 敷地面積及び平面図
- 病院又は診療所にかかる敷地面積を記載する。
 - 病院又は診療所の場所が明確にわかる見取り図を添付する。
- (4) 建物の構造概要及び平面図
- 新築、増築及び建物の除却、各室の用途変更並びに改造等を行う場合には当該許可申請が必要になる。
 - 病院又は診療所部分が明確にわかるよう、赤線等で囲む
 - 寸法、面積及び各部屋の用途を明示する
 - 病室にあっては、病床の種別及び病床数を記載
 - 病院又は診療所が 2 階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する
 - 他施設と同一の建物に開設する場合には、フロア全体の平面図も併せて添付する

【那覇市保健所用】

(5) 病床数

・それぞれの病室名及び 1 病室あたりの病床数を記載する。

・療養病床は 1 室あたり 4 床以下とすること。

※附則第 4 条に経過措置あり。（平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号）

・患者一人当たりの有効床面積（内法）を記載する

・内法による測定で、患者 1 人を入院させるものあっては 6.3 m^2 以上、患者 2 人以上を入院させるものにあっては患者 1 人につき 4.3 m^2 以上とすること。（療養病床については、患者 1 人につき 6.4 m^2 以上）

※療養病床については、附則第 7 条に経過措置あり。（平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号）

・有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理タンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外すること

・採光面積について、建築基準法において、病室床面積の 7 分の 1 以上が必要です

・開放面積について、建築基準法において、病室床面積の 20 分の 1 以上が必要です。ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではありません。